

学校法人藍野大学 寄附行為施行細則

(目的)

第1条 学校法人藍野大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第46条の規定に基づき、この施行細則を定める。

(理事長の専決事項)

第2条 理事長の専決事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 理事会の招集と議事の総括に関する事
- (2) 理事会の議決又は同意を求める議案及び報告の提出、並びに各委員会に対する諮問及び承認に関する事
- (3) 評議員会の招集と諮問事項に関する事
- (4) 法人経営の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針の立案に関する事
- (5) 定例的な法人関係の行事に関する事
- (6) 予算の編成に関する事
- (7) 予算の執行に関する事
- (8) その他理事会が特に認めた事項に関する事

(常務理事の職務)

第3条 常務理事は、寄附行為第13条の2に規定する職務のほか、別表に定めるこの法人の総務、財務、一貫教育について分担し掌理する。

(理事の職務)

第4条 この法人の円滑なる業務の遂行を図るため、理事は別に定める職務を分担し掌理する。

(理事会の業務)

第5条 寄附行為第17条第2項の規定により、理事会が決定する法人の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人経営の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針の決定に関する事
- (2) 寄附行為及び学則の変更に関する事
- (3) 重要な規則及び規程の制定又は改廃に関する事
- (4) 本法人の設置する大学（短期大学を含む。以下同じ。）の学長及び専門学校の学校長並びに高等学校の校長の任免に関する事
- (5) 予算及び事業計画に関する事
- (6) 決算及び事業報告に関する事
- (7) 事業に関する中期的な計画及び長期的な計画に関する事
- (8) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事
- (9) 1件1千万円を超える施設関係及び設備関係支出についての、予備費の使用に関する事
- (10) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準に関する事
- (11) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄に関する事

- (1 2) 法人の合併及び目的たる事業の成功の不能による解散に関する事
 - (1 3) 寄附金品の募集に関する事
 - (1 4) その他この法人の業務に関する重要事項に関する事
- 2 理事会は、前項に定める事項を除き、本法人の業務決定の権限を理事長に委任する。
- 3 理事長は、前項の定めによる本法人の業務決定の一部「設置する学校の教学業務」をそれぞれ大学の学長及び専門学校の学校長並びに高等学校の校長に委任することができる。

(理事会及び評議員会の決議の賛否)

第6条 理事会及び評議員会の決議について、賛否の意思を示さない者は賛成したものとみなす。

(役員等の待遇)

第7条 役員及び評議員は、その職務を行うにつき必要な費用は、法人が支弁する。

- 2 役員等の待遇については別に定める。

(役員等の遵守事項)

第8条 役員及び評議員は、本法人の教育理念を体し、法人発展のため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 役員及び評議員としての品位を保持し、本法人の名誉を傷つけ信用を失墜させるような行為をしないこと
 - (2) 本法人における業務上の機密事項及び不利益になる事項を他にもらさないこと
- 2 役員及び評議員が前項各号に背反したときは、寄附行為第10条及び第26条の規定に従い、解任することができる。

(施行細則の改廃)

第9条 この施行細則を改廃しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この施行細則は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

職 務 分 掌

1. 常務理事（総務担当）

- (1) 理事会、評議員会その他会議に関する事
- (2) 法人及び設置校等の組織機構に関する事
- (3) 寄附行為、学則その他規程等の制定、改廃及び整備に関する事
- (4) 中長期及び単年度の事業計画に関する事
- (5) 情報化の整備および情報セキュリティに関する事
- (6) 施設・設備の取得、処分に関する事
- (7) 施設整備等に係る中長期計画に関する事
- (8) 地域における人的・知的資源の交流に関する事
- (9) 地域における調査研究及び事業の実施に関する事
- (10) 広報の企画及び立案に関する事
- (11) 式典その他諸行事に関する事

2. 常務理事（財務担当）

- (1) 資金計画及び資金の調達並びに運用に関する事
- (2) 予算の編成に関する事
- (3) 中長期及び単年度の予算計画に関する事
- (4) 決算に関する事
- (5) 財務分析に関する事
- (6) 基本財産に関する事
- (7) 寄付金の受入れに関する事
- (8) 私立大学等経常費補助金及び助成金等の申請（人件費を除く）に関する事
- (9) 外部資金（科学研究費補助金を除く。）に関する事
- (10) 本法人の経営に係る情報の収集・分析及び情報提供に関する事

3. 常務理事（一貫教育担当）

- (1) 一貫教育の進学制度に関する事
- (2) 一貫教育の教育モデルに関する事
- (3) 一貫教育のキャリア教育に関する事
- (4) 入学前教育等の高等学校教育の質保証に関する事
- (5) 藍野大学、びわこリハビリテーション専門職大学、藍野大学短期大学部進学を前提にした導入教育に関する事
- (6) その他、一貫教育事業の促進に関する事

学校法人藍野大学 役員の職務及び責任の明確化に関する機関決定

令和2年3月30日理事会議決事項

令和2年4月1日理事会議決事項

令和2年4月1日施行

<理事>定数9名～11名 現員10名

	選任条項	外部	常勤 非常勤	氏名	現職及び私学関連 団体等出向職名	担当する職務内容
理事長	寄附行為 第6条 第4号		常勤	小山 英夫	・滋賀医療技術専門学校 学校長	<理事長の職務> 理事長は、この法人を代表し、その 業務を総理する。(寄附行為第12 条及び寄附行為施行細則第2条) <理事の担当する職務内容> 総括・将来構想(寄附行為施行細 則第6条)
副理事長	寄附行為 第6条 第5号		常勤	山本 嘉人	・日本私立大学協会 評議員 ・日本私立短期大学協会 加盟校代表会員 ・公益財団法人日本高等 教育評価機構 評価員 ・一般財団法人短期大学 基準協会 評価員	<副理事長の職務> 副理事長は、理事長を補佐し、こ の法人の総合計画、事業推進及 び財務運営を統括執行するととも に、理事長特命事項を担当し処理 する。(寄附行為第13条の2及び 寄附行為施行細則第4条) <理事の担当する職務内容> 事業推進・財務運営・理事長特命・ IR・KPI・KGI 評価・AINO VISION 推進(寄附行為施行細則第6条)
常務理事 (総務担当)	寄附行為 第6条 第1号		常勤	菅田 勝也	・藍野大学 学長	<常務理事の職務> 常務理事は、理事長、副理事長を 補佐し、この法人の業務を分掌す る。(寄附行為第13条及び寄附行 為施行細則第5条別表職務分掌) <理事の担当する職務内容> 教育活動・研究活動・社会貢献・地 域連携・高大接続・自己点検評価 (寄附行為施行細則第6条)
常務理事 (財務担当)	寄附行為 第6条 第5号		常勤 R2.6.1 ～	鷲見 光博		<常務理事の職務> 常務理事は、理事長、副理事長を 補佐し、この法人の業務を分掌す る。(寄附行為第13条及び寄附行 為施行細則第5条別表職務分掌) <理事の担当する職務内容> コンプライアンス、USR(寄附行為 施行細則第6条)
常務理事 (一貫教育 担当)	寄附行為 第6条 第3号		常勤	佐々木 恵雲	・藍野大学短期大学部 学長	<常務理事の職務> 常務理事は、理事長、副理事長を 補佐し、この法人の業務を分掌す る。(寄附行為第13条及び寄附行 為施行細則第5条別表職務分掌) <理事の担当する職務内容> 教育活動・研究活動・社会貢献・地 域連携・高大接続・自己点検評価 (寄附行為施行細則第6条)

	選任条項	外部	常勤 非常勤	氏名	現職及び私学関連 団体等出向職名	担当する職務内容
理事	寄附行為 第6条 第2号		常勤	山川 正信	・びわこリハビリテーション 専門職大学 学長	<理事の担当する職務内容> 教育活動・研究活動・社会貢献・地 域連携・高大接続・自己点検評価 (寄附行為施行細則第6条)
理事	寄附行為 第6条 第5号	○	非常勤	杉野 正一	・医療法人恒昭会 藍野病院 院長	<理事の担当する職務内容> 産学官連携(寄附行為施行細則第 6条)
理事	寄附行為 第6条 第5号	○	非常勤	佐藤 基	・前藍野高等学校 校長	<理事の担当する職務内容> 教育活動・研究活動・社会貢献・地 域連携・高大接続・自己点検評価 (寄附行為施行細則第6条)
理事	寄附行為 第6条 第6号	○	非常勤	岡山 榮雄	・中央総合会計事務所 所長 税理士	<理事の担当する職務内容> 事業会社支援、連携(寄附行為施 行細則第6条)
理事	寄附行為 第6条 第5号	○	非常勤	清水 達郎	・東洋興産株式会社 代表取締役	<理事の担当する職務内容> 事業会社支援、連携(寄附行為施 行細則第6条)

<監事>定数2名 現員2名

	選任条項	外部	常勤 非常勤	氏名	現職及び私学関連 団体等出向職名	担当する職務内容
監事	寄附行為 第7条	○	非常勤	中務 美樹	・ブランシュ法律事務所 所長 弁護士	<監事の職務> (寄附行為第16条) <監事の担当する職務内容> ガバナンス、業務監査、教学監査 (寄附行為施行細則第6条)
監事	寄附行為 第7条	○	非常勤	堀江 亮司	・堀江公認会計士事務所 所長 公認会計士 税理士	<監事の職務> (寄附行為第16条) <監事の担当する職務内容> コンプライアンス、会計監査 (寄附行為施行細則第6条)